

## 門真市認定農業者・認定新規就農者認定委員会議事録

### 1 日 時

令和3年11月19日（金）午前10時05分～午前10時35分

### 2 場 所

門真市役所 本館2階 厚生会会議室

### 3 出席委員（4名）

水野委員、大津委員、中道委員、寺内委員

### 4 欠席委員（1名）

小林委員

### 5 事務局職員

大倉産業振興課長、吉田課長補佐、山藤主査、森本係員

### 6 議案・報告等

#### (1) 開会

#### (2) 会長及び副会長の互選

#### (3) 委員会の公開・非公開について

#### (4) 認定農業者制度の概要等

#### (5) 案件

① 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づく農業経営改善計画認定申請書の提出

② 農業経営基盤強化促進法第13条の2第3項に基づく意見聴取

#### (6) 閉会

令和3年11月19日（金）午前10時05分～午前10時35分

## 門真市認定農業者・認定新規就農者認定委員会議事録

事務局	<p>定刻より少し遅くなりましたが、ただ今より、令和3年度門真市認定農業者・認定新規就農者認定委員会を開催させていただきます。</p> <p>私は、市民文化部産業振興課長の大倉でございます。後ほど会長及び副会長の互選をお願いいたしますが、会長が選出されますまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本会議は、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画認定申請書が提出されたことにより、招集をさせていただいております。</p> <p>委員の皆様には、ご多忙中のところ、お集まり頂き誠にありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず机の上に並べておりますのが、本委員会の次第及び諮問書「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画認定申請書に係る意見聴取について」でございます。</p> <p>次に、次第を1枚めくっていただきまして、資料1「門真市認定農業者・認定新規就農者認定委員会委員名簿」でございます。</p> <p>次に、資料2「農業経営改善計画認定申請書（申請者A）」でございます。</p> <p>次に、資料3「農業経営改善計画認定申請書（申請者B）」でございます。</p> <p>次に、資料4「認定農業者制度の概要/認定農業者等に対する主な支援措置」でございます。</p> <p>次に、資料5「農業経営基盤強化促進法」でございます。</p> <p>次に、資料6「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（門真市）」でございます。</p> <p>次に、資料7「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」でございます。法律の運用及び認定基準につき必要な事項を定めております。</p> <p>資料は以上となります。</p> <p>なお、資料2及び資料3につきましては、個人情報等が記載されておりますので、委員会終了後、事務局にて回収をさせていただきます。</p> <p>続きまして、資料1「委員名簿」に基づき委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>北河内農業協同組合営農生活部長、大津委員でございます。</p>
大津委員	大津です。宜しくお願いします。
事務局	門真地区営農研究会会長、中道委員でございます。
中道委員	中道です。宜しくお願いします。

事務局	門真市農業委員会会長、寺内委員でございます。
寺内委員	はい、寺内でございます。 どうぞ宜しくお願いいたします。
事務局	門真市市民文化部長、水野委員でございます。
水野委員	水野でございます。 どうぞ宜しくお願いいたします。
事務局	本日、大阪府中部農と緑の総合事務所 農の普及課課長、小林委員につきましては、所用のため、本日の会議は欠席されておりますが、委員5名中4名の出席になり、委員の過半数が出席しているため、本日の審査会は成立しておりますので、ご報告いたします 最後に、事務局の紹介をさせていただきます。  私、産業振興課長の大倉でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。 課長補佐の吉田でございます。 吉田でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。 主査の山藤でございます。 山藤でございます。宜しくお願いいたします。 係員の森本でございます。 森本でございます。宜しくお願いします。  続きまして、次第2の会長及び副会長の互選について移らせていただきます。本日は、委員の任期が開始いたしまして初めての会議でございますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、会長及び副会長の互選をお願いしたいと存じます。 いかがいたしましょうか。
委員	はい、よろしいでしょうか。 寺内委員に会長をお願いして、水野委員に副会長をお願いしてはいかがでしょうか。
事務局	はい、ありがとうございます。 ただ今、寺内委員に会長、水野委員に副会長とのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。  「異議なし」の声あり
事務局	ありがとうございます。それでは、寺内委員に会長を、水野委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。それでは、寺内委員、会長席の方へ移動をお願いいたします。 そうしましたら、寺内会長、進行の方を宜しくお願いします。

会長	<p>おはようございます。審査委員長を仰せつかりました、門真市農業委員会会長の寺内でございます。本日は、皆様のご協力を賜りながら、当委員会を円滑に進めて参りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は、2件ですね、農業経営改善計画認定申請書の提出があったということで、市内で意欲的・計画的に農業に取り組まれる農業者がいらっしゃることは大変喜ばしいことだと考えております。</p> <p>それでは、審議に入る前に、会議の公開・非公開についてでございますが、事務局の方より説明の方をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、追加配付いたしましたA4の資料をご覧ください。 この指針の第3条に会議の公開の基準が示されています。 また、指針の第4条には会議の公開・非公開は当該会議に諮って決定するとあります。 事務局といたしましては、指針の第3条第1号の門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報に関し、審議等を行う場合並びに第2号の当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合に該当すると考えられますので、非公開とする案でお諮りしたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいま、事務局から提案がございましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。</p> <p>「なし」の声あり</p>
会長	<p>質問がないようですので、本会議を非公開とすることと決定してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、当委員会は非公開とさせていただきます。他に事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、議事録につきましては、情報公開条例第6条の個人情報や法人情報についての非開示に関する部分を非公開という扱いにさせていただきますと思います。</p>
会長	<p>それでは、今事務局から説明のあった、議事録は一部非公開とすることにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
会長	<p>はい、それでは案件の審議に入りたいところですが、その審議に入る前に、</p>

事務局	<p>門真市認定農業者・認定新規就農者委員会において、審議を進めていくに当たっての基礎的な知識を確認する必要があると思いますので、次第の3認定農業者制度の概要等について、事務局から説明をお願いできますでしょうか。</p> <p>宜しくお願いします。</p>
	<p>はい。それでは、認定農業者制度の概要等につきまして、ご説明させていただきます。</p>
	<p>資料4「認定農業者制度の概要」をご覧ください。</p> <p>認定農業者制度は、基本構想に示された農業経営の目標に向けて、農業者自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、認定を受けた農業者に対して、支援措置を講じようとするものです。認定を希望する農業者は、農業経営を営む区域の市町村に農業経営改善計画認定申請書を提出することとなっておりますが、農業経営を営む区域が二以上の市町村にある場合は、市町村が同一都道府県の区域内にある場合、当該都道府県知事に農業経営改善計画を提出することとなっております、当該都道府県知事は、該各市町村の意見を聴かなければならないこととされております。</p>
	<p>認定要件といたしましては、提出された申請書において、その計画内容が市町村基本構想で定められた目標と整合していること、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切なものであるか、また、達成できる見込みがあるものか、です。</p>
	<p>市町村基本構想で定められた目標につきましては、本市では、資料6「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」をご覧くださいませうでしょうか。資料6第1の2、2ページの真ん中あたり、にて、年間農業所得が主たる農業従事者1人当たり600万円程度、年間労働時間が主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度の水準をできることとしております。</p>
	<p>認定を受けた農業経営改善計画の有効期間は、認定日から起算して5年となっております、今回提出があった申請者A及び申請者Bは、平成23年12月1日より認定を受けており、今回は平成23年、平成28年に続き3度目の提出となっております。</p>
	<p>資料4にすみません、お戻りいただきまして、支援措置といたしまして、資料4の2枚目ですね、経営所得安定対策交付金の加算や農業経営基盤強化資金の貸付金利の負担軽減などがございます。</p>
	<p>以上でございます。宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、次第4の各案件の審議に入ります。</p> <p>今回の審議事項であります、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づいて提出されました申請者Aの農業経営改善計画認定申請書について、事務局の方からご説明をお願いいたします。</p>

事務局	申請者Aの申請内容 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)  以上のことから、申請者Aの農業経営改善計画認定申請書は、認定要件に則して適当だと考えます。 以上でございます。何とぞ、ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございます。では説明の方は以上でございます。これより、質疑に入ります。ただ今の説明について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
委員	ちょっといいですか。
会長	はい、どうぞ。
委員	申請者Aに関する質疑 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)
事務局	本申請に基づいて、日頃から農地には確認しに行っておりまして、また後は聞き取り等により色々と確認はとっている状況であります。
委員	申請者Aに関する質疑 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)
事務局	申請者Aに関する応答 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)
委員	まあ、それを加味してやられたというので、これ以上はあまりないですね。
事務局	ありがとうございます。
会長	よろしいでしょうか。 ありがとうございます。他に何かご意見等ございますでしょうか。
委員	はい。
会長	はい、どうぞ。
委員	申請者Aに関する質疑 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)
事務局	申請者Aに関する応答 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)

会長	申請者Aに関する質疑 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)
事務局	申請者Aに関する応答 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)
委員	申請者Aに関する質疑 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)
事務局	申請者Aに関する応答 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)
委員	はい、了解いたしました。
会長	ありがとうございます。他にございませんでしょうか。 異議なしでよろしいでしょうか。  「はい」の声あり
会長	それでは、次の案件の審議に入ります。 審議事項であります、農業経営基盤強化促進法第13条の2第3項に基づいて、大阪府より意見聴取の依頼がありました申請者Bの農業経営改善計画認定申請書について、事務局から説明の方をお願いします。
事務局	申請者Bの申請内容 (門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)  以上のことから、本申請者Bの農業経営改善計画申請書は、認定要件に則して適当だと考えます。 以上でございます。何とぞ、ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございます。説明は、終わりました。これより、質疑に入ります。ただ今の説明について、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
委員	はい、すみません。
会長	はい、どうぞ。
委員	申請者Bに関する質疑 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)
会長	申請者Bに関する質疑 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)

委員	申請者Bに関する質疑 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)
事務局	申請者Bに関する応答 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)
会長	申請者Bに関する応答 (門真市情報公開条例第6条第1号の規定により不開示)
委員	はい、ありがとうございます。
会長	はい、他に何かございますか。 よろしいでしょうか。異議なしということでしょうか。  「はい」の声あり
会長	ありがとうございます。案件は以上となりますので、それでは、お諮りいたします。 ただ今、議題となっております申請者A及び申請者Bの農業経営改善計画認定申請書が認定要件に則して適当か否かについては、適当であるとして、本委員会の答申にしたいと存じますが、いかがでしょうか。  「異議なし」の声あり
会長	はい、ありがとうございます。 ご異議がないようでございますので、適当であるとして本委員会の答申とさせていただきます。 これをもちまして、門真市認定農業者・認定新規就農者認定委員会を閉会としたいと思います。
事務局	本日は、慎重にご審議賜りまして、誠にありがとうございました。 それでは、事務局にお返しいたします。  慎重なご確認を頂きまして、誠に有難うございます。  なお、資料2「申請者Aの農業経営改善計画認定申請書」及び資料2-1「農業経営改善状況の確認」並びに資料3「申請者Bの農業経営改善計画認定申請書」及び資料3-1「農業経営改善状況の確認」は回収いたしますので、机の上に置いていただきますようお願いをいたします。  本日は誠にありがとうございました。  (閉会)